

都道府県史料協の成果と課題

—埼玉県地域史料保存活用連絡協議会の最近の活動から—

新井 浩文

はじめに

現在、全国には、史料保存や自治体史編纂を目的とした都道府県や郡単位の協議会が一〇以上存在し、今後もその数は増える傾向にある。今、何故に都道府県（郡）単位の協議会（以下、都道府県史料協と略す）の必要性が叫ばれているのか、またその課題は何か。

本稿では、この点について筆者が現在事務局を担当させて頂いている関係から、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（以下、略称の埼玉協とする）の最近の活動を紹介しながら、その成果と都道府県史

料協の今後の展望、及び市町村公文書館の設立へ向けての課題について若干の考察を行うものである⁽¹⁾。

一 各都道府県史料協の組織の特徴とその活動

1 組織の特徴

まず、はじめに全国の都道府県史料協組織の現状について把握をしておきたい。

【表I】は全国の都道府県史料協をその成立順に一覧にしたもの

【表I】 全国に広がる都道府県（群）史料協

機 関 名	結成年	會員数 員会員 員会員	事務局	会員	目 的
大阪府市町村史編集事務連絡協議会	一九七一	24 / 45	大阪市史編纂所	市町村	地方史編集の調査研究
埼玉県地域史料保存活用連絡協議会※	一九七四	91 / 92	埼玉県立文書館	県・市町村	地域史料の保存・活用、自治体史編さん

岐阜県歴史資料保存協会	一九七七	99 / 99	岐阜県歴史資料館	市町村・個人・賛助	歴史資料の調査保存、県市町村史事業の拡充
沖縄県地域史協議会	一九七八	27 / 53	今帰仁村*	機関・個人	地域史づくりの発展
茨城県市町村史編さん連絡協議会	一九八二	31 / 88	麻生町*	市町村	市町村史編さん、史料保存・活用
真壁郡史料保存活用連絡協議会*	一九八二	5 / 5	関城町*	町村	史料保存活用、町史編さん
東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会	一九八九	11	石川県*	地方公共団体・機関	公文書等の保存・利用
神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会	一九九一	31 / 37	神奈川県立公文書館	県・市町村等の機関	市町村史編纂、歴史資料の保存利用
新潟県歴史資料保存活用連絡協議会	一九九二	109 / 112	新潟県立文書館	県・市町村	歴史資料の保存活用、自治体史編さん
北海道自治体史編集連絡協議会	一九九三	37 / 212	旭川市	自治体史団体・機関	自治体史編集、歴史資料・情報の交換
印旛郡市地域史料保存利用連絡協議会	一九九五	11 / 11	栄町*	編纂担当課長・担当者	地域史料保存・利用、市町村史編さん
千葉県史料保存活用連絡協議会	一九九六	58 / 80	千葉県文書館	県・市町村・団体	史料の保存・活用、自治体史編さん
群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会	一九九七	70 / 70	群馬県立文書館	県・市町村	公文書等の保存・活用

(遠藤忠氏「災害に学ぶ史料保存施設——低湿地の一事例」)〔第二回記録史料の保存修復に関する研究集会資料集〕所収、一九九四年、後に『図書館・文書館の防災対策』所収、一九九六年、雄松堂)及び『ねつと群文協』創刊号、〔群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会、一九九八年〕ほか、各都道府県史料協の会報から引用作成)

*は、発足後に会名の変更があった団体を*は事務局が市町村の持ち回りであることを示す。なお、神奈川県と千葉県は財團機関を含み、神奈川県は一自治体で複数機関が加入している。

また、長野県では長野県立歴史館が中心となつて現在史料協の設立準備段階にあり、準備会通信『長野史料ネットワーク』が二号まで発行されているほか、滋賀県では滋賀県立琵琶湖博物館が中心となつて昨年度から「滋賀県歴史資料担当者研修会」が開催される(橋本道範氏「県域の歴史資料情報の共有化に向けた試み」『Network』第12号、一九九八、参照)など、各県の歴史資料担当者間のネットワークづくりが始まつてている。

である⁽²⁾。以下、事務局、会員、名称・目的別にその特徴をみていくこととする。

(1) 事務局

【表I】に掲げた一三の都道府県史料協のうち、事務局が固定化しているのが七史料協で、うち、都道府県文書館が事務局を努めているところが大半である。このことのみで、都道府県文書館主導で各史料協が設立・運営されているとみるのは拙速であるが、その推進力を担っていることは事実である。

一方、事務局が固定化されていない六史料協は、特定の自治体に負担が著しく偏らない配慮からと思われ、会長若しくは幹事等の役員担当市町村が事務局となっているところが多い。

(2) 会員

会員は、「県・市町村」としている所が大半だが、名称の制約から大阪・茨城・北海道のように「市町村史編纂中の自治体」に限定しているところもある。また、市町村単位でなく、「関係機関」を単位としているのが、沖縄・東海北陸・神奈川・北海道となつており、一自治体で二機関加入している自治体もみられる。このほか、岐阜・沖縄は、一般個人にも会員資格を与えている⁽³⁾。

なお、「県・市町村」というのは一見漠然とした会員資格だが、裏を返せば、その曖昧さが研修会のテーマに応じて、市町村内部で適当な部署に部局を越えて連絡調整・参加要請することも可能となる。例えば窓口会員を限定していない埼史協の各種研修会では、史

料保存から情報公開まで、幅広く現場の要求に応じた講演会や研究会を実施しているが、その時に応じて参加していく会員の顔触れは、ある時は教育委員会、またある時は市長部局と微妙に異なる⁽⁴⁾。これは、各自治体にとって研修の機会が均等に与えられる点で最大のメリットであろう。

なお、会費については埼玉・群馬のように、市長会・町村長会に働きかけ、「法令外負担金」の承認を受けているところもある。これは、財政的な面でのバックアップのみならず、協議会そのものの性格を「公的（公費負担）団体」として市町村内部に認知してもらう意味でも重要である。

(3) 名称・目的

名称で最も多いのは「史料（歴史資料）保存活用連絡協議会」で、その目的は名称通りのほか、設立経緯から自治体史編纂も目的の一いつとなつていて。そこには、従来の編纂終了＝史料の散逸といった過去の忌まわしい反省点から、編纂は単なる史料保存の一通過点に過ぎないといった主張が読み取れる。

一方、自治体史編纂を名称としているのは、大阪・茨城・北海道・沖縄で、自治体史編纂や地域史づくりを協議会活動の主目的としている⁽⁵⁾。なお、埼玉や真壁のように、市町村史編纂連絡協議会では、編纂が終了してしまった脱会してしまった会員が多くなったために、会の存続のために目的を広げ、現在の名称に変更したところもある。

また、近年の特色として、一九八七年に公布された「公文書館法」

の趣旨に則った協議会も誕生している。東海北陸・群馬がそれで、いずれも「公文書等の保存・活用」を目的に掲げており、市町村公文書館の設立を意図したものであることが文面から読み取れる⁽⁶⁾。

2 都道府県史料協の活動内容

一昨年度の埼史協の活動から

次に活動内容についてみてみたい。各協議会とも会報の発行、各種研修会の実施等の積極的な活動を行っている。ここでは一例として、【表Ⅱ】にみると、埼史協の活動内容をとりあげてみたい⁽⁷⁾。

【表Ⅱ】

埼史協における各種研修会・研究会（一九九七年度、開催順）

研修・研究会名	内 容
総会及び記念講演会 (五月下旬)	功労者表彰も実施。講演内容は時宜に応じて。昨年度の記念講演は前神奈川県立公文書館長後藤仁氏による「情報公開法と公文書保存」。
基礎研修会〔二日間〕 (六月下旬)	初任者研修、会場は県の東西南北を巡回。内外の講師7名による研修と関連業者による最新の保存整理用品の紹介及びデモの実施。
主管課長会議 (七月中旬)	「公文書館法」の普及と史料保存に対する管

第一回実務研究会 (九月上旬)	と埼玉県の情報公開制度担当者からをそれぞれの実情を伺う。
観察研修会〔一泊二日〕 (一月上旬)	臨地研修。現在の課題や取り組みを会員市町村が報告。昨年度は、三自治体から報告があり、館・非館の分科会に分けて実施。終了後、全体会にて意見交換を行つた。その後、凸版印刷小保方光男氏による「最新の印刷技術」に関する講演を実施。
第2回実務研究会 (二月中旬)	県外視察見学。近年は他県史料協との交流が中心。昨年度は神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会と双方の発表と意見交換を行う。見学は神奈川県立公文書館と藤沢市文書館。その後、横浜開港資料館平野正裕氏による特別講演「近現代史料の整理」を実施。
	近年は、博物館・図書館関係の県内連絡協議会との間で資史料の保存と活用に関する合同研修会を実施。昨年度は埼玉県公共図書館協議会と「地域史料（郷土資料）のレファレンス」をテーマに二名の研究報告と全体討論を行い、相互補完体制を模索した。その後、東京修復保存センター坂本勇氏による特別講演「現代修復事情」を実施。

【表Ⅱ】は、昨年度（一九九七年度）の埼史協の活動内容である。全体的に講演会を主体に構成されていることがその特徴としてあげられる。このことは埼史協が会員に対して今現在必要な最新情報や話題を適宜提供することで、会員の参加を促し、ひいては活性化をはかる目的に運営されていることを裏付けている。

なお、この他に、理事会（年二回）・幹事会（年二回）・各担当理事会（研修・会報・地域文献）を開催しているほか、次に掲げる各専門委員会が埼史協における自発的な研究活動の側面を大きく支えている。

①専門研究委員会

これまでの実務研究会での取り組みを組織化し、一九八五年に組織された。活動は年四～五回。「地域文書館の設立に向けて」を大テーマに自分達の研究成果を報告書という形で残すため、これまで、第一次～五次まで研究委員会を開催、五冊の報告書（内訳は、第一集『地域文書館の設立に向けて』（総論）（一九八七）、同二集『行政文書の収集と整理』一九八九、同三集『諸家文書の収集と整理』一九九二、同四集『地域史料の保存と管理』（一九九四）、同五集『地域史料の検索と活用』（一九九八））を刊行している。現在第五次を一区切りとし、休止中。地域文献調査委員会にその趣旨を引き継いでいる。

②地域文献調査委員会

年発行）以後の情報収集のために刊行の翌年から発足。全県から委員（一〇名）を委嘱し、活動は年三～四回。会員から提出された刊行物情報をフロッピーディスクに入力、収録データを毎年総会にて発表し、会員に還元している。

二〇周年記念誌『埼玉県市町村歴史関係文献目録』（一九九四

ろ大となつてきるからである。

よつて、②の地域文献調査委員会も名称は異なるが、同様の目的をもつており、地域から選出される委員は、専門研究委員OBからの推薦者も多い。かかる委員会組織は、現在、埼史協活性化の要になつてゐるといつてもよいだろう。

二 「公文書館法」と都道府県史料協の役割

次に、施行後一〇年余を経過した「公文書館法」との関係を鑑みながら、都道府県史料協の役割を模索してみることにする。ここでは事例として、埼玉県における「公文書館法」の普及に関する取り組みを紹介しながら、県と市町村の史料保存における役割分担について考えてみたい。

1 行政文書(歴史資料として重要な公文書)の保存

埼玉県内では、これまで行政文書の保存管理体制の未整備による文書の大量廃棄によつて、近現代史の編纂に苦労した経験から、廃棄後の行政文書の収集を独自に行つて來た自治体が多く見られる。しかし、史料保存機関と文書主管課が同じ部局に位置付けられる自治体が少なく、教育委員会が大半であつたことから、これまで、条例や規程に基づき、歴史資料として重要な公文書の移管・引き継ぎを実施しているところは浦和市や八潮市など数自治体に限られていた⁽¹⁰⁾。ところが、【表Ⅲ】にみるように、近年は「公文書館法」の施行を受けて、これに準じた「歴史資料の移管」等の条項を設け、

文書管理規程上でこれらの収集を明記しているところが二〇自治体と増えている。このことは、「公文書館法」が自治体の行政内部にも浸透はじめ、また「情報公開条例」を実施する自治体が増えてきたことに起因していると思われる(後述)が、移管・引継先の窓口が埼史協の窓口会員であることを見ると、これまでに埼史協が行つてきた「公文書館法」に関する各種研修会や研究会の成果ともいえる⁽¹¹⁾。

なお、県立文書館でも毎年二月に市町村職員を対象とした「文書史料取扱講習会」を前期二日間(講義)・後期二日間(文書修復実習)の計四日間にわたつて開催している。講習会の前期二日間は公文書の保存に関する集中講義に充てており、毎年、国立公文書館等の職員を講師に招いて「公文書館法」に関する講義もお願いしている⁽¹²⁾。

このように、埼史協と自治体内部での「同法」に対する地道な啓蒙普及活動によつて、実を結んだ成果が【表Ⅲ】に結果として現れているともいえるだろう。「公文書館法」に謳われている「歴史資料として重要な公文書の保存」業務は、確かに個々の自治体の責務ではあるが、それに取り組む手段や方法は、各種の研修会から学んでいく必要がある。その点、今後とも埼史協と各自治体双方の研修会がうまく補完しあつて機能していく必要があろう。

【表III】主な県内自治体の有期限文書廃棄規程における歴史資料の取扱い

市町村名・規程名称	条項名	対象	受入れ先(実際の保管場所)	収集方法(*要協議)
浦和市文書取扱規程	文書の廃棄	市の歴史資料として必要と認められる文書	行政管理課長(行政管理課) ◇	引継ぎ
大宮市文書取扱規程	保存文書の廃棄等	歴史的文化的価値を有すると認めた文書	統計資料課長(統計資料課)	移管
与野市文書規程	保存文書の廃棄	歴史資料として必要と認められるもの	生涯学習課(市史編さん室)	引継ぎ*
上尾市文書取扱規程	保存文書の廃棄	市史編さんに必要と認められる文書	市史編さん担当課	引渡し
鴻巣市文書取扱規程	歴史資料の移管	歴史資料として重要であると認められるもの	市史編さん担当課長(市史編さん室)	移管*
朝霞市文書規程	文書の廃棄	歴史的保存文書の有無の確認を行った後廃棄	不明記	不明記
和光市文書規程	歴史資料の移管	歴史資料として重要であると認められるもの	教育委員会(生涯学習課)	移管*
北本市文書取扱規程	歴史資料の移管	歴史資料として重要であると認められるもの	教育委員会(生涯学習・文化財保護担当)	移管*
飯能市文書管理規程	歴史資料の移管	歴史資料として重要であると認められるもの	教育委員会(飯能市郷土館)	移管*
所沢市文書取扱規程	歴史資料の移管	歴史資料として重要であると認められるもの	教育委員会(文化財保護課)	移管*
入間市文書取扱規程	歴史資料の移管	歴史資料として重要であると認められるもの	入間市博物館長(同博物館)◆	移管*
狭山市文書取扱規程	歴史資料の移管	歴史資料として重要であると認められるもの	狭山市立博物館長(同博物館)	移管*
富士見市文書規程	歴史資料の移管	歴史資料として重要であると認められるもの	教育委員会(社会教育課)	移管*
三芳町文書取扱規程	保存文書の廃棄	歴史資料として重要な公文書	不明記(三芳町立歴史民俗資料館)	不明記
寄居町文書管理規程	文書の廃棄	町史編さん資料に該当する文書	文化財保護室長◇	保管することができる
春日部市文書取扱規程	歴史資料の移管	歴史資料として重要であると認められるもの	春日部市郷土資料館長(同資料館)	移管*
久喜市文書取扱規程	保存文書の廃棄	保存年限の満了した文書すべて	久喜市公文書館◇◆	引継ぎ
八潮市文書取扱規程	保存文書の廃棄	保存年限の満了した文書すべて	八潮市立資料館◇◆	移管*
白岡町文書規程	保存文書の廃棄	町史の貴重な資料と認められるもの	不明記(図書館文書資料係)	不明記
幸手市役所文書規程	文書の廃棄	市史編さんによる必要と認められる廃棄予定文書	市史編さん室長(市史編さん室) ◇	引継ぎ

(当文書館に収蔵されている各自治体の『例規集』によって作成)

表III中の◇は、規程中に受け入れ先の課や課長へ対して、廃棄文書目録等の送付・閲覧が明記されている自治体を示し、◆は、永年保存文書の移管・引き継ぎも受けている自治体を示す。なお、大宮市では、移管若くしては引き継ぎ後の管理、及び秘密の保護等についても規程に明記されている。また、本表には掲載していないが、志木市では、情報公開の窓口である秘書庁室において、「なお保存の必要があると認められる廃棄予定文書」について同室長への引き渡しを行っている。

2 古文書史料の保存

古文書史料については、埼史協が前掲『地域史料の保存と管理』において史料の現地保存の重要性を強く訴えた結果、古文書史料を単に編纂史料として活用するだけでなく、その後の公開も含めて、マイクロ化したうえで返却するところが多くなった。特に、文化財保護関連課や博物館・資料館、図書館等との連携・協力体制を築くことによって、地域全体で史料を保存していくという考えが、現在では各自治体の中に浸透しつつある。⁽¹³⁾ この点は、過去に二度ほど実施した博物館連絡協議会や公共図書館協議会との合同研究会により、深みを増した感がある。様々な立場の会員が混在していることは、一見、收拾がつかないような気もするが、「史料の保存・活用」という一つの目的に立ってお互いが理解しあえた時には、機関の性格の垣根を超えて、協力体制をつくることもまた可能なのである。

また、会員である県立文書館（以下、当館）と市町村の間でこれまでなかなか実現しなかった寄託文書の返還が昨年初めて実施された。これは、①当館で原則としてマイクロで公開されている文書群であり、②返還しようとする市町村の博物館・資料館等の保存・公開体制が整っていて、③文書史料取扱担当者が存在する、場合に限り、文書の返還を実施したもので、昨年度は二件あつた。このような寄託文書の返還措置は、恒常的な古文書史料保存庫のスペース不足に頭を抱える当館にとっては一つの解決策であり、また、市町

村にとつても、地元で史料を保存公開するという責任感の発生と地元住民へのサービスとして、これまで文書館へ行かなければ閲覧出来なかつた文書が地元の博物館等でも見られることになる。さらに、展示等でモノ資料とともに活用することによって、その存在をより多くの地域住民に知つてもらう機会にもなる。市町村への古文書返還措置は、県と市町村との信頼関係（共同体意識）があつて初めて可能になるのであって、そこに埼史協が果たした役割が大きかつたことは言うまでもない。一軒の家の文書をめぐつて、その保存と公開に関する役割・機能分担を県と市町村が一緒に考えていく、そのための「土俵づくり」もまた都道府県史料協の重要な使命であるといえよう。

一方、埼史協では手軽な値段で、かつ史料に安全な保存箱の斡旋を望む会員の要望に応えて、一九九六年に中性紙の文書保存箱「地域史料保存箱⁽¹⁴⁾」を開発、その頒布を開始している。「地域史料保存箱」の特徴は、①市販品に比べて価格が廉価であること（安い）、②保存スペースの少ない市町村史編纂室等でも対応できるよう、組立式で、ある程度箱の積み重ねが可能であること（丈夫）、③規格のスチール棚に二箱並べて収まるサイズであること（コンパクト）、④一〇個から注文が可能なこと（経済的）、となつてゐる。なお、「地域史料保存箱」は、担当課だけでなく、史料を所蔵者宅に返還する際にも活用されている。幸い所蔵者からも好評を得てゐるようで、史料保存の一般普及にも一役買つてゐる。また、当館でも「地域史料保

存箱」を一昨年度からはじまつた「史料緊急劣化対策事業」の関係で導入し、徐々に入れ替え・配架している。県と市町村が同じ仕様・規格の「保存箱」を利用することで、先の返還の際にも保存環境面での統一性をはかることができるようになった。

三 市町村公文書館設立への課題と展望

—史料協ネットワークへの期待—

最後に、市町村公文書館設立へ向けて以下の二点の課題について私見を述べて本稿をとじることにする。

1 市町村史編纂と行政文書の収集

現在の都道府県史料協は、【表Ⅰ】ように市町村史編さん関係の機関が母体となって成立した経緯があり、このことから、行政文書（歴史資料として重要な公文書）の収集について、いち早く着手してきた自治体も多い。しかし、その収集が①「編纂室」という極めて限定された機関で、しかも一時的なものなのか、あるいは②公文書館若しくはそれに類する機能を持つた機関で、文書のライフサイクルに基づいてそれが永続的に収集され、広く住民に対して公開されてゆくものなのか、によって、その後の保存管理の行方と庁舎内での立場は大きく変わってくる。この点を【表Ⅲ】でみてみると、編纂中の部署が含まれており、今現在は、かなり有効な手段であつても、終了後に将来的な不安が残らない訳ではない。

また、行政文書の継続した収集とその後の整理には、古文書の整理と同等の経費と労力が見込まれる。これを編纂担当だけで賄うのは、かなり大変と言わざるを得ず、本来の業務である編纂・刊行作業が大幅に遅れてしまつては本も子もない。常日頃から、編纂担当だけで「二足の草鞋」を履くのではなく、文書管理担当との協業を目指すべきであろう。その意味で、関係部署へのさらなる「公文書館法」の普及浸透と庁舎内の連携が望まれるのである。

2 情報公開と史料の公開

一九九八年六月に「情報公開法要綱案」が提示され、最近になってようやく国会を通過しそうな国の「情報公開法」だが、これを契機として県内の自治体でも情報公開に踏み切るところが多いように聞いている。この点で気になるのは、情報公開に先立つて行われる危険性の高い大量の文書廃棄である。これは【表Ⅲ】に掲げた市町村は別として、かかる規程が無いために、文書の保存年限を過ぎた有期限文書を全て廃棄してしまうことであり、これは、歴史資料として重要かどうかの判断以前の問題である。

また、情報公開に関する条例が施行されると、行政文書の収集を行つてゐる機関（市町村史編纂室等）もその対象となり、当然のことながら引き継ぎ・移管を受けているそれらの文書が公開の対象となることもありうる。その際に問題となるのが、先に述べたような行政文書を収集している機関の性格であり、公文書館としての機能

を有しているのなら、適用除外機関として位置付けられ、三〇年原

るだろ⁽¹⁸⁾う。

則等に則った将来的な公開も可能となる⁽¹⁷⁾。しかし、位置付けが曖昧だと収集も困難となる。また、行政文書は単に収集しただけでは公開は出来ない。適正な評価・選別とその後の熟成期間が必要となるのであり、文書の作成から保存公開に至るまでのしつかりとした全局的な文書管理システムの確立がなければ本当の意味での「公文書館法」の趣旨成就是難しい。国の「要綱案」でも、「文書管理」を

自治体の責務として位置付けているのはそのためである。このことは、逆に文書管理システムの中に、しっかりと公文書館制度（機能）を位置付けてゆきさえすれば、自ずと残さなければならぬ行政文書は保存されていくことになる。その意味で、【表III】のような歴史資料の移管を実施していく自治体が、今後益々増えることに期待したい。

むすびにかえて

—都道府県史料協全国ネットワークの構築に向けて—

以上、とりとめもない私見で貢を費やしてしまった。最後に、敢えて都道府県と市町村、地域住民及び都道府県史料協間の史料保存ネットワークを図式化するならば【図】のような形になろうか。しかるところ、都道府県史料協のメリットは情報の収集・共有化と相互扶助にあるといつても過言ではない。特に災害時には、埼史協のようないくつかの立場の協議会存在の有無が大きな差となつて現れてく

このようないくつかの立場の協議会存在の有無が大きな差となつて現れてくるだろう。

昨年度から、埼史協では前述した「地域史料保存箱」の災害時ににおける県内及び全国への緊急提供制度を開始した。また、関東圏の都道府県史料協ネットワーク形成の初めの一歩として協議会の事務局同志で連絡を取り合い、情報提供として会員のための『会報』の相互交換も始まったところである（新潟・千葉・群馬・神奈川・茨城の各会報）。

このようないくつかの立場の協議会存在の有無が大きな差となつて現れてくるだろう。

末筆ながら、本稿執筆にあたり、調査に御協力いただきました各都道府県の史料協事務局の方々をはじめ、関係各位に心より感謝申し上げます。

【図】 各組織による地域史料の収集・保存の相関関係

(☆は収集対象 ★は主な職務を示す)

情 報

[国の機関] 指導助言

[他県史料協]

【都道府県公文書館】

☆都道府県作成の公文書、県内域古文書（寄託・複製）、個別収集文書

史料所在情報、県外所在・流出史料の収集・補完、

★公文書館法・文書管理システム・所蔵史料の普及と調査研究、公文書等の収集・整理・保存に関する指導助言と保存体制のバックアップ→市町村

【文化財保護関連課】[埋蔵文化財センター]

☆指定文化財史料に関する所在・保存情報

★公文書館との連携、歴史資料の調査と指定、他の史料所在施設（博物館・資料館等）との調整、史料保存 [科学] 全般に関する指導助言→市町村

【文書主管課】（機関によっては一部公文書館の業務と重複）

☆文書管理システム（含情報公開）に関する情報

★公文書館との連携、公文書館法の普及、文書管理システムの徹底化

→各主管課における、公文書の収集・管理に関する調査・研究

情

報

「都道府県（群）史料協」

【市町村公文書館】

☆市町村作成の公文書、地域内古文書（寄贈・寄託・複製）とその史料所在情報、関連研究、所蔵者宅保管史料の複製

☆公文書館法・公文書館業務・収蔵史料の普及→地域住民、公文書等の調査研究、所蔵者宅保管史料のアフターケアと協力要請→所蔵者

【文化財保護関連課】

☆指定文化財史料に関する所在・保存情報

★公文書館との連携、歴史資料の文化財指定とその調査、他の史料所在施設（博物館・資料館等）との連絡調整、

【文書主管課】（機関によっては一部公文書館の業務と重複）

☆文書管理システム（含情報公開）に関する情報

★公文書館との連携、公文書館法の普及、文書管理システムの徹底化

→各主管課における、公文書の収集・管理に関する調査・研究

【史料所蔵者・地域住民】

☆所蔵史料に関する情報、地域に関する様々な史料情報

★史料の現地保管庫（文書蔵）としての自覚、地域史料についての学習・研究と活用、所蔵者の保存管理への協力（地域住民）

註

(6) 繩の字誌づくり（前掲『記録と史料』No.5）参照。

(1) なお、市町村文書館については『記録と史料』No.7（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会「以下、全史料協と略す」、一九九六年）でも「市町村文書館の創造」と題して特集が組まれており、埼史協会員の久喜市公文書館・入間市博物館の事例がそれぞれ堀内謙一氏、工藤宏氏によって紹介されている。

(2) 他にも文化財保護を目的とした類似協議会が存在するが、ここでは市町村史編纂・史料保存を目的とする協議会に限った。

(3) 私見としては、一般個人がこの手の協議会に参加することに不安がある。その理由は史料保存への理解を示してくれる参加者ばかりとは限らず、利用者の視点からのみの意見によって利用・公開優先の議論になってしまい、史料を管理する立場で参加している会員が混乱する危険性があるからである。利用者側からの意見は、別の研究団体や研究会をもつて意見を拝聴して行くことが重要である。この点「アーキビスト＝歴史研究者」と思っている方が相変わらず多いこともまた弊害となつていて。

(4) なお、平成一〇年度現在の埼史協窓口会員の内訳は、市町村史編纂室（係・担当を含む）が三一、教育委員会文化財関係機関が三三、市町村部局総務課関係機関が四、博物館・資料館（文書館機能を有する館を含む）が一七、図書館が五、公文書館が二となつていて。部局別には教育委員会八三に対し、市町村部局九、と教育委員会部局が圧倒的に多い。これは編纂中は市町村長部局であつても終了後に教育委員会に引き継がれるケースが多いことによる。

(5) 北海道については佐藤宥氏「道自治体史協について」（『記録と史料』No.5、一九九四）、沖縄については仲原弘哲氏「沖縄県地域史協議会20年の歩みと地域史の活動」（『第二回全資料協全国大会資料』、一九九年）及び広山洋一氏「沖史協について」（『会報』四六、全史料協、一九九八年）を、また、その具体的な内容については中村誠司氏「沖

(6) 吉田義治氏「東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会の設立の経緯と活動状況」（前掲『記録と史料』No.5）及び小暮隆志氏・岡田昭一氏「群馬県立文書館における公文書館法の普及」（『記録と史料』No.9、一九九八年）参照。

(7) 埼史協の近年の活動については、板垣時夫氏「埼玉県下における地域史料保存の取り組みについて－埼史協の活動を通じて－」（『河川をめぐる歴史像－境界と交流－』雄山閣、一九九三年）及び、拙稿「地城史料の保存活動－埼史協の活動を中心にして」（『全史料協研修会テキスト』全史料協編、一九九五年）を参照。

(8) 前掲『地域史料の保存と管理』序章「埼史協二〇周年の歩みと専門研究委員会の活動」

(9) 鈴木康之氏「館はなくとも文書館機能を！－埼史協20年の活動成果から－」（『神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会 会報』第八号、一九九五年）。

(10) 前掲『行政文書の収集と整理』六四頁（六八頁参照）。

(11) 埼史協が行つた「公文書館法」に関する講演会は次の通り、元国立公文書館公文書課長 斎藤十三生氏「公文書館法と文書管理規程の廃棄規定について」（平成七年度主管課長会議）、前国立公文書館公文書課長 高塩純子氏「公文書館法について」（平成八年度主管課長会議）、前神奈川県立公文書館長 後藤仁氏「情報公開法と公文書保存」（平成九年度総会記念講演会）このほか、毎年の基礎研修会において、県立文書館長が「公文書館法」に関する入門的講義を行つていて。

(12) 平成一〇年度の講義内容は次のとおり、国立公文書館公文書課課長補佐 西山春夫氏「公文書館法と公文書館の役割」、国文学研究資料館史料館教授 鈴江英一氏「歴史資料としての公文書保存－文書のライフサイクルを考える－」、東京国立文化財研究所修復技術部長 増田勝彦氏「文書史料の保存科学」、当館古文書課長 武井尚氏「文書の保存実務」、当館行政文書課長千吉良徹行氏「文書の公開と管理」、宮内庁

書陵部修補師長 横山謙次氏・同修補師 杉本直行氏「古文書の補修」。なお、市町村では八潮市で、市の職員を対象とした「公文書保存講座」を開催している事例がある（前掲『地域史料の保存と管理』一六七頁）。

(13) つい先日もとある県で博物館と文書館とが古文書の奪い合いをするという「またか」という醜聞を耳にした。「史料は誰のものなのか」という原点に立ち返り、どこで保管し、活用するのがベストなのか、担当者間できちんと話し合える場があれば済むことであろう。この点は全史料協香川大会における長谷川賢二氏の報告が傾聴に値する。（同氏「史料保存ネットワークの可能性—博物館の現場から—」〔全史料協『会報』No四三・四四、一九九八年〕参照）。

(14) 組立式で、叫ば、八・五、サイズは縦二九・五センチ、横四一・〇センチ、高さ二六・〇センチで、横入れ縦置きの場合、角2封筒・A4文書ファイ

ル対応、横重ねの場合はB4大まで対応。蓋付きで、一箱一〇kgまで、八箱までの積み重ねが可能である。製造は、中性紙製紙メーカーのT.S.スピロンに委託しており、価格は一箱、一〇〇円（税込）である。

(15) なお、同様な問題は、複合施設における文書館機能の在り方にまで及びことを久慈千里氏が「地域における資料保存の成果と課題」（『歴史科学』一四二号、一九九五年）の中で述べられている。また、佐藤勝己氏は「地域文書館の創造に向けて—特に市町村文書館創造への展望—」（前掲『記録と史料』No七）の中で、やはり市町村史編纂室から文書館への移行の困難さと行政文書収集の課題を述べられているが、本稿で課題とした情報公開との関連については触れられていない。

(16) なお、都道府県文書館においては、「公文書館法」の主旨を館の設置条例に明記することも必要となろう。この点については、既に群馬県立文書館が実施しており、前掲（註6）の小暮・岡田論文が参考になる。

(17) 三〇年原則については小川千代子氏『DJI エグゼクティブシリーズ2 文書館入門』（国際資料研究所編、一九九七年）及び同氏『情報公開の潮流—30年原則とICA』（岩田書院、一九九六年）が詳しい。

(18) 一方で、公の組織の難しさもある。この点は、拙稿「公」の立場とその

責任」（『阪神・淡路大震災にかかる史料保存活動の記録—その時何を考え、行動したのか—』全史料協近畿部会、一九九七年）参照。